明治地区　地域づくり懇談会　　議事録

１　日　時　平成２９年7月１０日（月）　１９：００～２０：３０
２　会　場　明治地区公民館
３　出席者　地元出席者　　２６名
市側出席者　　１５名
深澤市長、羽場副市長、吉田副教育長、河井総務部長、乾防災調整監、田中企画推進部長、久野地域振興局長、国森農林水産部長、綱田都市整備部長、一村中核市推進局次長、渡邉秘書課長
＜事務局＞福島協働推進課長（司会）、宮崎協働推進課課長補佐、有本協働推進課主事、北村協働推進課主事

４　地域でのまちづくりの取組状況について
（明治郷づくり協議会会長）※配布資料に基づき説明
明治地区は、県道４９号線を挟んで南西に細長い１３集落、３４３世帯からなる地域です。地区では平成２１年１月に明治郷づくり協議会を結成し、明治地区において住民が安全で活力のある住みよいまちづくりを推進するため、市との連携のもとに明治地区まちづくり計画の策定及びその準備を図ることを目的に活動を展開しています。
協議会では、目的を達成するため、自治会を始めとした各種団体の協力を得て郷づくり協議会の全体会で事業を計画し、その活動を効果的に行うため、「総務広報部」、「健康福祉部」、「防災防犯部」、「生涯学習部」、「自然環境部」の５つの専門部で運営しています。
今年度の主な事業として、「森林ウオークイン安蔵」、「防災マップづくり」と先進地視察、「星めぐりツアー」、「コスモスロード」などを予定しています。
また、明治地区の３大イベントである「大運動会」、「夏祭り」、「文化農業祭」と、新春講演会、明治ふるさと音頭の新しい振付け、手踊り、手傘踊りの集いへの協力を実施しています。
現在までの活動は、平成２８年４月に防災計画策定委員会を立ち上げました。また、平成２８年１２月からは、明治地区防災マップ作成のための「集落内みてあるき」をスタートしています。
今後の計画としては、１つ目に平成２９年内に明治地区防災マップを作成したいと考えています。２つ目に、毎年開催している地区文化農業祭の中で、今年度は炊き出しイベントを取り入れたいと考えています。３つ目に、盆明けに被災地の視察研修として丹波市を視察予定です。４つ目に、時期は未定ですが、地区一斉の避難訓練を実施したいと考えています。明治地区は、防災関係の計画などが他の地区と比較して遅れていますが、何とかこれから一歩一歩進んでいきたいと思っています。危機管理課には、何かと相談させていただいて指導もいただいており、大変助かっています。

５　地域の重要課題について
１　災害時の避難所について

＜地域課題＞

現在、明治地区には１３の集落があり、それぞれに公民館（集会所）があるが、万が一災害が起きた時、道路が寸断されるなどして、市の指定を受けている避難所（注１）に避難できない恐れがある。

一時的な避難の際、地域指定として各集落の集会所を災害時の避難所として指定しているが、それを市の指定避難所として指定できないか。また、災害時用の救急セット（ガーゼや消毒液）や毛布などを各集落の集会所に配備していただくよう要望する。

（注１）市が指定している避難所（３か所）

①明治小学校、②明治地区公民館、③明治小学校グラウンド

＜担当部局の所見等＞

【防災調整監】

市が指定する避難場所や避難所は、災害対策基本法の規定に基づき、鳥取市地域防災計画で定めた基準により指定している施設です。

指定に際しては、災害が発生した場合に生命または身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること、耐震性の基準を満たしていること、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること（２５０人以上の収容が可能）、物資等の輸送が比較的容易な場所にあることなどが基準となります。

また、指定された施設については、改築などにより建物に重要な変更を加えようとする場合などには、市町村長に届け出ることが必要となります。

これらのことから、集会所については避難場所や避難所としての指定は行っていません。

また、災害時に必要となる救急セットは小学校に、毛布は小学校や地区公民館に備えているところです。

集会所は、住民の皆様が災害初期に集まる自主避難場所です。災害から命を守るときに、自助や共助の力は大切です。市では、地域防災力の向上に向けて自主防災会に対する活動助成など支援を行っているところであり、これらを活用していただき準備いただくようお願いします。

（地区会長）

昨今、災害や土石流等が頻繁に発生しています。７月５日にも台風３号による災害が発生しました。線状降水帯で一度に多量の雨が降ることもあり、今後は万が一の場合の対応が求められてきているのではないかと思います。

現在、明治地区には１３集落ありますが、災害発生時には道路が寸断されるなどして市の指定避難所に避難できないのではないかという懸念があります。そのような時のために、一時的な避難先として各集落にある公民館あるいは集会所を災害時避難所として地域で指定しているのですが、それを市の指定避難所として指定できないかと考えています。また、災害時用の救急セットや毛布等を各集落の集会所に配付してほしいです。

市の指定避難所は、明治小学校、明治地区公民館、明治小学校グラウンドの３か所ですが、松上に集中しています。平成２４年１０月に配布された防災マップでは、ここ以外にも、安蔵農事センター、河内生活改善センター、口細見改善センターと、あと３か所ほど

指定箇所があったのではないかと記憶していますし、現在は明治小学校グラウンドが指定されていますが、以前はそこに代わり松上生活改善センターが指定されていました。今回、平成２９年６月頃に配付された防災マップでは３か所になっているので、どのような過程で３か所に減ったのだろうかと思います。

（防災調整監）

避難所は、国の定めに従い、現在２つの種類があります。「指定緊急避難場所」と「指定避難所」です。「指定緊急避難場所」とは、何はともあれ命を守るために、まずは災害の危険から逃げるための場所です。そのため、災害の種類により適応する場所が異なります。それに対し「指定避難所」は、自宅が被災して住めないといった場合などに一定期間避難生活を送る所であり、比較的長い期間を想定しています。指定避難所は、全ての種類の災害に対応できる安全な所でなければいけないことになっています。これは、平成２３年に発生した東日本大震災を受け、平成２５年に災害対策基本法が見直されて新しい基準になったものです。東日本大震災では、避難所と指定された所に逃げ込んだにもかかわらず、津波や地震による土砂崩れなどによって命を落としたという事例が多くありました。それにより、避難所の基準が大きく見直されたのです。どこの避難所はどの災害の時には安全で、どの災害には使用できないのかということを、あらかじめ皆様にはっきりお知らせしておこうという趣旨です。本市も、それに合わせて地域防災計画を見直し、避難所についてはどの災害に適応しどの災害で使用できないのか、あらかじめ表示しています。

本年６月初旬には、皆様のお宅に防災マップをお配りしました。明治地区は明治小学校と明治地区公民館が指定緊急避難場所になっていて、土砂災害は適応しないがその他の災害には適応していることになっています。

各集落の集会所を指定緊急避難場所に指定することについては、各施設の耐震性、あるいはその構造や立地条件等をいろいろ照らし合わせると、基準に基づいて指定するのはやや難しいと考えています。ただし、指定緊急避難場所になっていなければ本当に逃げ込めないかというと、そういうことではありません。指定緊急避難場所に避難する時間や手段がないなどの切迫した状況になれば、近くの安全な施設に逃げることも必要なことではないかと思っています。

指定されていない避難所に自主的に避難された方についても、我々は救援や支援を行いますので、安心していただきたいと思います。

本年度、明治地区として防災マップを作成されると伺いました。その際にはぜひ、地域でどういった災害の時はどこの施設が使えそうだといったことをマップに反映していただき、また、日頃からいろいろな種類の災害を想定した訓練をしておかれるとよいと思います。

非常事態には、仮に逃げ遅れたとしても、消防や自衛隊が来るまでは何としても安全な所で自分の命を守る行動を取ってください。そのために、市が作成した防災マップと地区が作成される防災マップを活かしてほしいと思います。

道路の寸断も心配されていますが、水害が発生した場合には、本市として避難準備情報や避難勧告を早めに出しますので、ぜひ早めに避難していただきたいと思います。

災害時用の救急セットや毛布は、明治小学校や明治地区公民館といった指定緊急避難場

所には配備していますが、自主的に開設される避難所については、防災マップの最後のページに掲載している非常持ち出し品リストを活用していただきたいと思います。

また、地区自主防災会が主体となって備蓄を進める場合に支援する制度もありますので、ぜひそちらもご活用ください。

６か所の避難所が３か所に減ったとの話もありましたが、こちらも平成２５年の法見直しにより、それまで指定していた河内、松上、口細見の生活改善センター、あるいは安蔵農事センターが基準を満たさないとのことで外れたものです。

（地元意見）

平成２９年６月に発行された防災マップには、我々が通常「槇原」と呼んでいる地域には「槇原」という地名表記がされておらず、我々が通常「小原」と呼んでいる所に「槇原」と表記されています。たしかに「小原」は大字では槇原なので、行政は「槇原」を使用すればよいと思いますが、地域住民にとっては通常呼んでいる「小原」の方が分かりやすいと思います。防災マップを見た時に、「自分の所は載っていない」ということにならないでしょうか。

（防災調整監）

地域の中では「小原」として認識されているのですね。承知しました。

（担当課補足：危機管理課）

総合防災マップは、災害時に住民の皆様に有効に活用いただくことを目的としていますので、次回作成時にはご提案いただいた点にも配慮しながら取り組みたいと考えます。

（地元意見）

現在明治地区では、「集落内みてあるき」として、全住民と地域の防災関係者が一緒に、危険地域を見て回っています。昔ここで土砂崩れがあった、ここは増水するので非常に危ないといったことを調べて地図に書き込んでいくと、災害が発生した時にどこに逃げればよいかが浮かんでくるわけです。

明治地区の緊急避難場所は３か所とのことですが、どの集落にも避難できる場所は必要です。あなたの集落には避難できる所がないから、どこか適当な所に逃げたらどうだとは言えません。何かあったらとりあえずここに避難しようという場所を作らなければいけません。そういう所を区長や地区公民館などで協議し、地域として「第１避難場所」あるいは「第２避難場所」というように指定しています。緊急時にまず命を守るという視点で避難場所を指定しているのです。

だから、そういった地域が決めた避難場所を市に届ければ、市として「災害に適応した避難場所ではないが、地域が決めたのなら避難場所としてもよい」と認めてもらえ、各集落で避難場所を確保できるようにしてほしいと思います。

付随して備蓄の問題等もありますが、それは二次的なことであり、まずは命を守るための避難場所を市としても認めてほしいということです。そうでなければ、私達はどうすればよいか分かりません。国の基準ではないかもしれませんが、お願いします。

（防災調整監）

市が指定緊急避難所としていない避難所であっても、地区として、身近な集会施設等を地区の防災マップ上に避難所として掲げられているところはあります。まず命を守る行動が大事なので、ひとまず地域の皆がそこを目指して集まり、そこから本当に安全な場所に移動しようという考えの地区があるとも伺っています。

明治地区は洪水の浸水域ではないため、洪水については適用性がありますが、土石流の警戒区域には当てはまりそうな所が多いと感じています。ですから、今日は雨が朝からよく降る、あるいは雨足が強くなってきたと感じられる時には、テレビやラジオ等の情報や本市が出す避難準備・高齢者等避難開始といった情報に注意してください。

土石流の警戒区域に当てはまるという特徴を持った土地柄ですので、情報に敏感になっていただくことが必要だと思います。また、「避難勧告」の次には「避難指示（緊急）」といった、より強い指示もありますが、前段である「避難勧告」等でも動き始め、土砂災害の危険のない所にいち早く避難していただくことを我々は望んでいます。

（地元意見）

明治地区は山に囲まれ、２０数ｋｍのある細長い土地柄なので、大雨が降れば土砂や土石流が心配される地域であることも皆が認識していますが、万が一の時には、どこに避難すればよいのかという問題が即発生するし、指定された所以外に避難せざるを得ないこともあると思います。

防災マップを見ると、上原は土石流や洪水といったものが比較的少ない地域だと思いますし、防災マップを見ても危険箇所がありません。十分指定できるのではないか、これは見落としではないか､何か理由があってここだけ除外されているのかと思ったりもします。近くの集落は上原へ行けばよいではないかということにもなるかもしれません。

また、食料品関係は、小学校や地区公民館等に備蓄してあると聞いています。

（防災調整監）

防災マップをしっかり見て、地域内を実際に見て歩き、災害を想定した訓練を実施するということをぜひお願いします。上原集落を活用することも、地域の中で皆様に意識を持っていただければありがたいです。

なお、食料品は、本市ではどの指定緊急避難場所あるいは指定避難所にも備蓄していません。食料は口に入れるものですので、しっかり目の届く市役所駅南庁舎や総合支所の備蓄倉庫に備蓄してあります。

避難所を開設したら、輸送するよう手はずを整えていますので、その点も安心してください。

（地元意見）

災害時の避難場所に移動するための道路確保について質問です。

私は坂根集落に住んでいます。県道４９号線から５００ｍほど入ったところが坂根集落で、坂根集落から３ｋｍから３．５ｋｍ先に岩坪があります。この坂根と岩坪を結ぶ市道

に土砂災害が発生しています。県道から入って２ｋｍほどの所だと思います。５か所発生しており、現在は応急処置として大きな土嚢が積んであります。市役所の皆さんは何個積んであると思いますか。見た人はいますか。大きな黒い土のうが９０個、そして市道の端を土砂留めがしてあるだけです。石が落ちてきたり土砂が崩れたりといったことが、この１年から２年の間に発生していて、雨が降ると危険な状態です。今後、少しでも大きな雨が降って雨量が増えれば崩れると思います。前も後ろも山で、前の物干し竿が届くほど狭いと言われている狭い市道です。他の道路もないため、この市道が崩れればもう避難できません。

命の頼りになる市道が１本であり、その市道が非常に大変な状況になっているので、土砂が崩れないようにしてください。すでに計画しているのであれば、早急な対応をお願いします。

（都市整備部長）

この路線については、何度か山が崩れたり木が覆い被さるといったことが発生し、応急的に大型土嚢を積んで自動車が通れる部分を確保している状況であることは認識しています。

これまでも道路パトロール等でパトロールを継続して実施しているところですが、再度、地元区長さん等と一緒に現地を再確認したいと思います。その上で、今何をすべきか検討したいと思います。

（担当課補足：道路課）

平成２９年７月１２日、坂根地区の役員と立会いし現地確認を行いました。平成２９年度、４か所について測量設計を実施し、平成３０年度から年次的に工事に着手する予定であることを説明しました。

２　空き家対策について

＜地域課題＞

現在、明治地区内では空き家が増えてきているが、地区全体が少子化・高齢化する中で近年世帯数、人口数とも減少している。

（明治地区世帯）

平成２５年４月：３６２世帯から平成２９年４月：３４３世帯

（明治地区人口）

平成２９年３月末：１，２１１人

◎１，２１１人の内訳

６５歳以上：４２９人　１５～６４歳：６７２人

１５歳未満：１１０人　　高齢化率３５．４％

参考：鳥取市全体（平成２９年３月末）

人口：１８９，５６３人　世帯：７８，９０５世帯　高齢化率：２７．５％

このような状況から脱却するため、現在、市としてどのような施策を講じているか。
また、地区内の空き家を有効活用し、人口が増えるような地域活性策を講じてほしい。

＜担当部局の所見等＞
【地域振興局】
本市では、第１０次鳥取市総合計画や鳥取市創生総合戦略、中山間地域対策強化方針等において､空き家の有効活用による中山間地域の活性化や県外からの移住の促進を明記し、取り組みを進めています。
具体的な施策としては、地域の団体やグループが、空き家を改修し農家レストランや宿泊施設などを整備したり、空き店舗や空き倉庫などの遊休施設を活用して地域活性化に取り組む活動を支援する制度を設けています。
なお、事業の企画・検討にあたっては、中山間地域振興推進員（市職員）がサポートします。
また、移住希望者に居住するための空き家を提供できるよう、移住定住空き家運営業務をまちづくり協議会など地域の団体に委託している事業もあります。

★主な支援制度
〇輝く中山間地域創出モデル事業（ソフト事業）
地域住民自らが取り組む課題解決や活性化のための計画策定と計画に基づくソフト事業を支援（計画策定：補助率１０／１０、上限１０万円、ソフト事業：補助率４／５、上限２００万円）
〇中山間地域資源活用型コミュニティビジネス支援事業（ハード事業）
地域資源を活用して住民の新たな活力を引き出すコミュニティビジネスの起業や事業拡大を支援（補助率１／２、上限４５０万円）
〇中山間地域遊休施設活用支援事業（ハード・ソフト事業）
空き店舗・空き倉庫等を活用したハード・ソフト両面からの総合的な活性化の取り組みを支援（補助率５／６、上限約１，６６６万円）

（地区会長）
現在､明治地区内では空き家が増加しています｡地区全体の少子高齢化が進行する中で、近年では世帯数や人口数等も減少している状況です。
鳥取市も人口が２０万人を超えた時期もありましたが、本年３月末現在の人口は１８万９，５６３人となり、４人に１人が６５歳以上です。このような状況の中、市は地域と連携を図りながら取り組みを進めてほしいと思います。
具体的に活動していく上では助成もしてほしいとは思いますが、一つには、明治地区内には３０戸前後の空き家があります。もう使用できないかというとそうでもなく、全体の何割かは、リフォームや水回りの再整備をすれば大いに活用できるのではないかと思われます。
市の取り組みとして、人口が減少するのを手をこまねいて見ていることはないでしょうから、市と地域で情報共有しコミュニケーションを図りながら取り組みを進め、転入者の

増加や地域コミュニティの活性化など、雇用増加にはつながらないとしても人口減少を抑制する取り組みをしてほしいと思います。このような取り組みを、地域づくり、郷づくりのさらなる充実を図りながら市と協働しながら進めていけば、市も今以上に発展するのではないかと思います。

（地域振興局長）

空き家を活用した本市の制度と事例を紹介します。

空き家の活用は全国的な問題です。人口減少、高齢化、過疎化対策のみならず、中山間対策、中山間地域活性化策として、また、空き家を活用した県外移住者増加の取り組みなど、どんどん有効活用していただきたいと思います。

制度として、主なものを３つ紹介します。

１つ目は、「輝く中山間地域創出モデル事業」です。この事業を活用し、空き家や空き店舗を有効活用しているところもあります。この制度は、補助率４／５で上限が２００万円です。３年間にわたって２００万円が使えますので、年次的に計画を立てていただいてもよいと思います。気高町の浜村温泉では、この事業を活用して空き店舗を「アトリエハウス」に改修し、芸術のまちづくり、映画づくり等の拠点にしています。これは、鳥取に祖父母を持つ方が移住し、浜村温泉を何とかしたいとの思いで取り組まれています。

次に、「中山間地域資源活用型コミュニティビジネス支援事業」です。これは、主にハード面の事業です。上限は４５０万円、補助率は１／２、まちづくり協議会が取り組む場合は補助率２／３です。この制度は、空き店舗を活用します。実際の事例としては、国府町楠城の交流施設を活用してアイスクリームやピザ等を販売されたり、河原町では、いなば西郷むらづくり協議会が若手陶芸家を呼び寄せて空き家に住まわせ、今年度は工芸家が集うアーティストシェアハウスをしたいと動いておられます。

３つ目は「中山間地域遊休施設活用支援事業」です。これは、補助率５／６で、上限は１，６６６万円です。この事業では、吉岡温泉の空き店舗を改修してパーラーを営業しておられ、食事を提供したり地元農産物を展示販売するなど、地域の人が集まる場所になっています。こちらもＵターンの若者が鳥取に帰り、吉岡温泉を何とかもう一度盛り上げたいという思いで動いておられます。

空き家に住んでいただくことで、人口を増やす取り組みもしています。この取り組みでは、市内のまちづくり協議会やＮＰＯ法人などの団体に対して地域振興課が空き家運営業務を委託します。委託を受けた団体は、地域内の空き家を掘り起こして情報発信し、その地域に住みたいという方に空き家を紹介します。このような取り組みに、地域を挙げて動いていただいています。現時点では、６団体に１８軒の空き家を預かっていただいています。ＮＰＯ法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会は特に活発で、空き家を整備して希望者に貸し与える取り組みをされており、それによって若い方が鹿野町に移り住んでいる実績もあります。

移住者を受け入れるに当たって一番問題になるのは、改修と、家財道具がそのまま残されている場合です。本市では、補助率１／２、限度額４０万円で、改修や家財道具処分費を支援しています。この制度が活用できるのは、空き家運営委託団体が管理している空き家です。

（地元意見）

空き家を貸すとなると、いろいろな条件を心配して家族や親戚に相談されます。我々だけでは対応できないので、市には相談窓口もあるとは思いますが、もう少し手とり足とり一緒に考えてあげてほしいです。

また、改修費用の助成については、もっとよい制度を考えてほしいです。

（地域振興局長）

空き家は個人の資産であるため、家財道具も始末していないから空き家はあっても貸したくない、といった声も直接お聞きしています。一方、全国的にふるさと回帰の傾向があります。地域振興課には移住定住の相談窓口がありますが、ほぼ毎日さまざまな電話がかかってきます。

移住定住相談窓口に相談をお寄せいただくと、登録いただいている空き家や市が保有している空き家を紹介し、大家さんと移住希望者との間の協議に進んでいきます。

先ほど紹介した事業に関しては、一つには、地域として空き家を提供しようという雰囲気づくりをしてほしいという思いがあります。良い物件であれば、民間業者に直接管理を出す方もあるでしょうが、そこまでいかない空き家も多いと思いますので、地域を挙げて移住者に提供できるような世話をしていただければ、市としても嬉しく思います。

６　市政の課題等についての意見交換（フリートーク）

（地元意見）

私は、明治地区県道改修促進期成同盟会の会長をしています。

この会は、県道上段安蔵線の改修促進を図ることを目的として、平成２８年７月２０日に会員８名で発足しました。昨年度は７月２０日、９月５日、１１月１０日に会議を開催して県道拡幅についての今後の取り組みや課題等を話し合い、県と市に要望書を提出しました。

県道４９号線の拡幅要望、懸案となっている報徳と小原について、小原は橋から上手側の県道２８１号線、下手側の県道４９号線ともに地権者の了解を得て、現在前に進んでいます。県道４９号線報徳の拡幅については、バス停前の上手と下手の付近は地権者不明の土地等が入り組んでおり、手がつけられない状態です。昭和２０年に県道が開通したのが不思議なくらいだという話も聞いたことがあります。

市にも要望書を提出していますが、公図整理、地籍調査を実施し、早急に対応してほしいです。

報徳－金原区間にある通称「鳥居の坂」という坂道の左側には側溝があり、加えて坂の下はカーブになっているため見通しも悪いです。特に冬期間は、安蔵スキー場があることから交通量もかなり多く、凍結すればスリップ事故等も発生する大変危険な県道です。

下手がすぐにできないのであれば、地権者の了解が得られるなら上手だけでも拡幅工事をお願いしたいと思いますので、県に強く要望してほしいです。

平成２８年９月には、区長会を通して市役所にも地区要望を提出しました。平成２８年１０月７日には県土木整備事務所に現状を説明し、要望書を提出しています。平成２８年

１１月２８日には、市道路課に出向き、現状報告と、地籍調査等の確認について要望しました。その時、市道路課の職員から、国府町の殿ダムか何かの事業で、地籍調査と公図整備を後回しにして県道が完成したという話を聞きました。そのことから考えれば、報徳バス停前の県道も早期に拡幅工事ができるのではないかと思います。これについても再度説明が聴きたいです。

平成２８年９月に提出した地区要望に対して、平成２９年６月２日には市を通じて県の回答が届きましたが、「公図整備は実施できません。混乱の少ない区間については事業化の可能性の検証を行います。」との回答でした。通称「鳥居の坂」の区間は早く工事に着工してほしいと考えているので、市からも強く要望や働きかけをしてほしいです。期成同盟会としても、地権者の了解や同意が得られるところは得られるよう努力していきます。

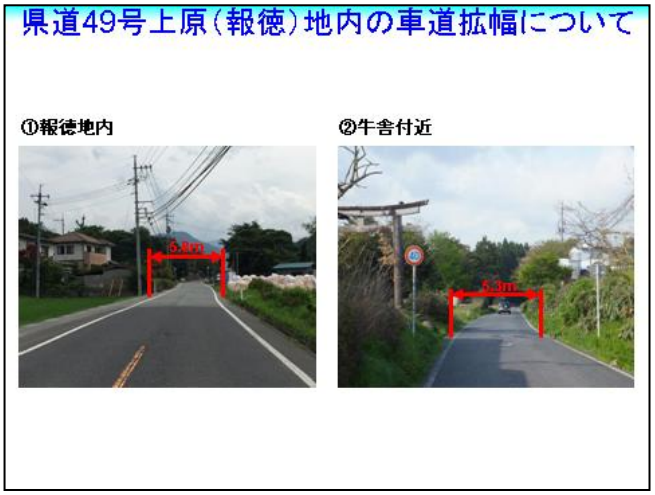

最後に、地区要望の市の回答は、「本市としましては、鳥取県に対し問題の早期解決を要望していく」とのことでした。この、「鳥取県に対しての問題の早期解決」というのはもちろん公図整備、地籍調査の件もあるかと思いますが、少し的を射ない回答になっているように思います。

（都市整備部長）

この件については、２年前の地域づくり懇談会でもご要望をいただきましたので、懇談会後に県と市で何度か協議を行い、協議結果を地区に説明しました。その後、地元で期成同盟会を結成し、現在まで取り組んでおられると承知しています。

今回改めて県に確認したところ、平成２８年度に公図と現地を調査されたそうです。その結果、一部区間において登記できる可能性があることが判明したので、現在は、その用地書類について関係機関等と協議中とのことです。場所は、先ほど言われた通称「鳥居の坂」の安蔵側エリアと聞いています。市としては、県に対して、地元や該当箇所の地権者の皆様の同意といった協力を得ながら、できるところから取り組んでいただくよう継続して要望していきたいと思います。

一般的な話として、道路整備に新規で取り組む場合には、地元の皆様の合意形成や地権者の同意をいただいたことを力にして予算を獲得していくのですが、該当箇所については地籍が混乱しており、まずどなたが関係者になるのかといったことが確定できないため、県としてもなかなか一歩を踏み出すことができない状況であるということのようです。

私も担当部局に確認しましたが、地籍調査において、境界が確定できない所については、例えば行政が職権で土地を整理することは制度的に難しいとのことで、まず地域の皆様が、土地の所有者や境界について広い合意形成をされることが前提になるようです。例えば、地籍調査事務を進めたとしても、境界が確定しなければ、「境界未確定」のままになってし

まうといった状況もあるようです。これは地籍測量でも同様だと思いますし、仮に県が先行して実施した場合も同様のことが起こり、問題の解決には繋がらないのではないかと思います。

ですから、期成同盟会の皆さんを中心に、関係者、あるいは実際の境界確定の合意形成を進めていただくことが、早く結果が出て解決できる道ではないかと考えています。

地籍調査は「１０年計画」を作成して取り組んでいく事業だと聞いています。現時点では以上のような状況であることから、当該土地を整合させるところまでは予定されていないようです。

まずは、地域の皆様の土地に対する合意形成を何とか進めていただきたいと考えています。

（地元意見）

市長が特に力を入れている中核市は、移行すると市民への行政サービスが大変良くなるとパンフレットに書いてあります。

先日、野犬のことで保健所に連絡したく県の管轄だと思って電話しましたが、県からもよい返事がなく、最終的に返事がきたのは市からのようでした。

中核市移行により県の権限が市に移譲されると思っていますが、どのようなメリットがありますか。

（深澤市長）

現在鳥取県が行っている事務の一部が、市に移譲されます。一番大きな事務は保健所業務です。ほとんどの手続きを市で行っていただけるようになりますので、今後は「県と市のどちらが担当なのか不明」ということは、恐らくほぼなくなると思います。

これは一例ですが、身体障害者手帳の交付申請は県の事務です。現在も申請は市町村窓口で受けてはいますが、実際に手帳を発行するのは県です。中核市に移行するとこれが市の事務になり、申請から交付までの期間が現在と比較して短くなりますし、疑問点やご相談にも市が責任を持ってお答えすることになりますので、市民の皆様にとって非常に分かりやすくなります。

また、本市には現在もさざんか会館に保健センターがあり、保健師がそこでいろいろな業務をしています。県の保健所にも保健師がいますが、これが一体となり一緒になって業務することになりますので、住民サービスの向上に繋がっていくということは確実に言えると思います。

もう一つ重要なのは、鳥取市の存在、立ち位置といったものが、「一般市」であるのと「中核市」であるのでは、全国的にも見方が違ってくるということです。将来、確実にその差は出てくると思いますので、中核市移行の一つの目的は、我々の次の世代、また次の世代のための取り組みであると理解していただければと思います。

（中核市推進局次長）

中核市移行により、約２，６００の事務が県から移譲されます。老人福祉や障がい福祉といった福祉分野、そして保健所を始めとする保健衛生、生活衛生分野です。これらが一

番大きな分野ですが、保健所業務の移譲に伴い、県と市とでプロジェクトチームを組み、平成３０年４月１日の移行に向け円滑な取り組みができるよう、現在協議を進めているところです。また、鳥取市だけではなく周辺４町もお互いを補い合おうとのことで、連携して取り組んでいます。

中核市へ移行することで住民サービスがどうなるか心配されているかもしれませんが、全く心配ないと思いますので、安心していただきたいと思います。

（地元意見）

小規模校転入制度という良い制度ができ、明治小学校の児童のうち１／３は地区外から通ってきています。中には、関西方面から引っ越してこられた方が、良い所だという噂を聞いて来られることもあります。森のようちえんに通っている子どもの中にも、将来は明治小学校に入るという元気のよい子どももいます。明治地区は、非常に自然や空気の良い所、教育環境の非常に良い地域ですので、市としても明治小学校について全面的に協力してほしいです。

（副教育長）

明治小学校は小規模校転入制度を活用しています。以前は、転入者が１名か２名でしたが、平成２８年度は１０名、平成２９年度は１１名が制度を活用し、全体の１／３が校区外から通学しています。ここ数年は小規模校転入制度を活用される方が増加しており、明治小学校の良さや魅力を感じておられる方が増えてきていることを､改めて感じています。

今後も、噂が噂を呼び、制度の活用者が増加するよう取り組みを進めていきたいと思っていますし、いろいろなところでＰＲもしていきたいと思っています。教育委員会としても募集チラシを作成していますし、学校としてもＰＲしながら募集をしています。

本市は県外にアンテナショップ等もありますので、そういった場所を活用したＰＲ活動も行い、多くの方に本市に移住していただくことで、人口も子ども達も増加し、本市がさらに活性化すればよいと考えています。

（地元意見）

県知事が、鳥取県を「星取県」としてＰＲを進めています。以前、安蔵は星空日本一を獲得していますので、市長、ぜひ「星取市安蔵」として、安蔵公園をさじアストロパークに負けないような名所にしてください。応援してください。

（深澤市長）

本日の懇談会に際し、明治地区が作成された「ありこまちマップ」を頂きました。マップにも星空のことが掲載されており、私も真っ先にそこを拝見したところです。平成６年の星空コンテストにお

いて、全国第１位になられたとのことですが、佐治町も、環境省が行う全国の星空継続観測で何度も第１位に選定されており、鳥取市は非常に星空観測に適したポイントが多くあるまちです。もっと全国に発信していこうと、今年度からは県と商工会議所青年部と市が一緒に、「星取県星取市」として発信していきたいと思っています。先般も、砂の美術館で県と一緒にイベントを行ったところです。これからも一所懸命取り組みたいと思います。

７　市長あいさつ

一言、お礼のご挨拶を申し上げます。本当に限られた時間の中、活発にご意見等をいただいたことに、まずもって心から感謝申し上げます。

災害対応として、指定緊急避難場所、指定避難所等に関するご質問をいただきました。災害が発生した時には、まず自分の身を守る、そして近隣の人とお互いに助け合い支え合う行動が取れるよう、日頃からの備えをしっかりしておくことが極めて大切ではないかと思います。大きな災害が発生すると、鳥取市がすぐに駆けつけて支援することがなかなか難しい状況にあります。残念ながらそのようにご理解いただきたいと思います。何よりも、地域の皆様が、例えば防災マップを一緒に作成することで、災害が発生したらここにみんなで逃げようといった話し合いなどに日頃から取り組んでいただくことが重要だと考えます。その際には、危機管理課に防災コーディネーターがおり、連絡をいただければマップ作成や避難経路の検討も一緒に取り組んでいますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

空き家対策についても、いろいろな制度を紹介させていただいたので、ご活用ください。また、お気軽に相談いただければと思います。

明治小学校については、現在１／３の児童が校区外から通学されていますので、鳥取市の制度ももっと広くＰＲしていきたいと思います。

県道４９号線については、一昨年の地域づくり懇談会でも地域課題として取り上げられました。それ以降、私もずっと頭の中に置いています。先ほど説明しましたが、一部登記が可能な箇所もあるように聞いていますので、まずは登記が可能な部分から事業に着手していただくよう、県に強力に働きかけをしていくことが必要だと思います。全国的にも、地図が混乱している場所やあるいは土地所有者が不明な場合があり、公共事業をなかなか進めることができないといった問題が起こっています。現在ある制度ではなかなか難しいとのことで、公共性や緊急性の高い事業については、速やかに事業が実施できるような新しい制度を考えなければいけないと、全国でも語られているところですので、働きかけを国に行っていくことも必要ではないかと思います。いずれにしても、この事業が一歩でも二歩でも前に進んでいけるよう、我々も皆様と一緒にしっかりと取り組みたいと思っていますので、よろしくお願いします。

限られた時間の中でしたので、まだまだご質問等はたくさんおありかと思いますが、地域づくり懇談会とは別に、いろいろな形でお話をいただければと思っています。

非常に熱心に参加いただいたことに重ねて感謝申し上げ、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。